

## 1 宅地建物取引業免許証の再交付について

免許証を亡失、滅失、汚損または破損した場合は、「宅地建物取引業免許証再交付申請書」により免許証の再交付を申請する必要があります。

## 2 廃業等について

宅建業者が以下の表の事由に該当することになった場合は、30日以内に「廃業等届出書」を提出することが必要です。

また、免許証の原本を返納してください。

### 【法人業者】

| 廃業の理由   | 廃業日      | 届出人         | 添付書類                           |
|---------|----------|-------------|--------------------------------|
| 合併による消滅 | 合併による解散日 | 代表する役員であった者 | 消滅した会社の閉鎖事項全部証明<br>(消滅日が載ったもの) |
| 破産      | 届出日      | 破産管財人       | 破産管財人の証明書(裁判所が発行する破産手続開始通知書等)  |
| 解散      | 届出日      | 清算人         | 履歴事項全部証明書(解散日が載ったもの)           |
| 廃止      | 届出日      | 代表者         | なし                             |

### 【個人業者】

| 廃業の理由 | 廃業日 | 届出人   | 添付書類                          |
|-------|-----|-------|-------------------------------|
| 死亡    | 死亡日 | 相続人   | 戸籍謄本(死亡および相続(配偶者・親子関係)が載ったもの) |
| 破産    | 届出日 | 破産管財人 | 破産管財人の証明書(裁判所が発行する破産手続開始通知書等) |
| 解散    | 届出日 | 清算人   | 履歴事項全部証明書(解散日が載ったもの)          |
| 廃止    | 届出日 | 代表者   | なし                            |

## 3 50条2項の届出について

免許された事務所以外の場所で宅建業にかかる契約を締結する場合および契約の申込みの受理を行う場合は、あらかじめ(業務を開始しようとする10日前までに)、免許を受けた国土交通大臣または都道府県知事およびその所在地を管轄する都道府県知事に届出が必要です。添付書類として最寄り駅から案内所までの案内図(地図)もご提出ください。

#### 4 営業保証金等について

宅建業の免許を受けた者が営業を開始するためには、3か月以内に営業保証金を供託するか、保証協会に加入する必要があります。

##### (1) 営業保証金の供託

主たる事務所の所在地の最寄りの法務局で供託してください。

主たる事務所・・・1,000万円

従たる事務所・・・500万円（1事務所あたり）

##### (2) 保証協会への加入

保証協会は国土交通大臣の指定を受けた公益社団法人で、宅建業者を構成員とする組織です。この保証協会に加入（弁済業務分担金の納付等）すれば、営業保証金の供託が免除されます。詳しくは以下へお問い合わせください。

<公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会福井本部>

所在地：福井県福井市宝永 4-4-3 福井県宅建会館

連絡先：0776-24-0680

<公益社団法人不動産保証協会福井県本部>

所在地：福井県福井市下馬 3-429 フジモト福井ビル 4階

連絡先：0776-89-1973

弁済業務分担金の納付額

主たる事務所・・・60万円

従たる事務所・・・30万円（1事務所あたり）

※保証協会に加入する場合、他に入会金等が必要です。

##### (3) 営業保証金を供託した場合

営業保証金を法務局に供託した場合は、「営業保証金供託済届出書」と併せて供託書の写しをご提出ください。

##### (4) 営業保証金を差替えた場合

供託している営業保証金の供託物を差替えた場合（金銭→有価証券等）は、「営業保証金差替え届」と併せて供託書の写しをご提出ください。

(5) 営業保証金の保管替え等の場合

主たる事務所の移転により、最寄りの供託所が変わった場合は以下の手続きを行ってください。

<金銭のみをもって営業保証金を供託している場合>

営業保証金を供託している供託所に保管替えの請求をし、保管替えが完了したら「営業保証金供託済届出書」と併せて供託書の写しをご提出ください。

<金銭と有価証券または有価証券のみをもって供託している場合>

営業保証金を移転後の主たる事務所の最寄りの供託所に新たに供託し、「営業保証金供託済届出書」と併せて供託書の写しをご提出ください。

(6) 営業保証金の取戻しについて

廃業等により営業保証金を供託する必要がなくなった場合、宅建業者および宅建業者であった者（その承継人も含む）は、供託してある営業保証金を取戻すことができます。

取戻しの手続きについては以下のとおりです。

1 官報に営業保証金の取戻し公告（宅建業の免許失効後に行ってください）

↓

2 福井県に「営業保証金取戻し公告届出書」と官報の写しを提出

↓（官報公告の翌日から起算して6か月以上経過）

3 福井県に「営業保証金取戻しの公告に関する債権の申出のない証明書交付申請書」を提出

↓

4 「債権の申出のない証明書」の交付

↓

5 営業保証金の取戻し